
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 192 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 192 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 21 日開催）において、金融資産の分類に関する論点への対応について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融資産の分類に関する論点への対応に関する意見）

2. 金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等¹における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うという案²に賛成する。
3. 案²に賛成する。通常、金融商品会計基準等の見直し作業の手順としては、最初に原則となる分類及び測定の検討を行い、次に FVPL 以外の金融資産を対象に減損を検討し、最後にヘッジ会計について検討するプロセスとなるところ、今回のプロジェクトにおいては、関係者の優先順位を考慮した結果、金融機関を中心に対応を急ぐ必要があるとして、減損から着手したものと理解している。減損の会計基準の開発後に金融資産・金融負債の分類と測定の開発に着手するか否かを検討する予定になっているので、その時点で必要であれば改めて検討すればよい。
4. 減損モデルの導入を先行させて早期に国際的な整合性を図ることを目的に減損プロジェクトを開始した経緯に照らし、分類及び測定を個別に検討することよりも、減損モデルを導入することに議論の主眼を置くべきである。
5. 減損モデルの導入に際して、分類及び測定もすべて導入することとした場合には、ステップ 4 との関係も含めて議論が複雑化し収拾が付かなくなるおそれがある。

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

6. 分類及び測定に関する論点は、IFRS 第 9 号を適用した場合における予想信用損失の算定結果と一致させるかどうかという文脈からではなく、減損モデルを導入することに焦点を当てて個別に検討していくべきと考える。
7. 金融資産の分類に関する定めについて IFRS 第 9 号と基準間の差異を設けた場合における連結修正の影響については、事務局が分析を行った組込デリバティブ以外についても整理しておくべきである。
8. 事務局が作成した資料では、案 2 を採用する方向で検討した場合に連結財務諸表における修正が必要とされているが、金融機関以外では大きな影響は生じないと考えられる。
9. 事務局が作成した資料の第 34 項において、金融商品の種類ごとの分類に適切な測定を組み合わせるにより、連結修正を少なくさせることができるとあるが、どのような組み合わせを想定しているか教えて頂きたい。
10. 例えばクレジットリンク・ノートやクレジットリンク・ローンなどの複合金融商品について日本基準で一体処理している場合、案 2 では減損モデルの適用範囲に入るかどうか確認したい。
11. 事務局が示した案 1 及び案 2 のいずれであっても、現行日本基準において認められているその他の複合金融商品に係る一体処理が引き続き認められるかどうか確認したい。
12. 案 2 における「最小限の見直し」が意味するところを教えて頂きたい。減損の適用範囲を定める SPPI 要件や事業モデル等の分類については本プロジェクトでは取り扱わず、現行日本基準の枠組みは維持するが、減損の認識や測定に関連する実効金利法による償却原価等については取り扱うという理解で良いか。
13. 事務局の資料では「国際的な説明可能性」という単語が散見されるが、今回の減損プロジェクトの目的は、IFRS 第 9 号と同等の基準を導入したことを国際的に説明することではなく、世界的な潮流である ECL モデルを導入することにより金融商品会計基準の高品質化を図ることであると理解している。

以 上